

重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券は償却原価法によっている。
子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっている。
その他有価証券のうち時価のあるものは、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品のうち燃料、一般貯蔵品及び商品は総平均法による原価法、特殊品は個別法による原価法によっている。
- 3 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。
耐用年数はおおむね法人税法の定めによっている。
- 4 引当金の計上基準
 - (1)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上している。
 - (2)使用済燃料再処理等引当金
使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち、当中間期末において発生していると認められる額を計上する方法によっている。
なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち、電気事業会計規則附則(平成17年経済産業省令第92号)第2条に定める金額(130,495百万円)については、平成17年度から15年間にわたり每期均等額を営業費用として計上することとし、その2分の1を当中間期に計上している。
また、電気事業会計規則取扱要領第79による前期末における見積差異(13,926百万円)については、同要領に基づき当期から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり営業費用として計上することとしている。
ただし、当中間期に発生した使用済燃料55トンのうち、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料30トン(累計83トン)については、再処理等の実施に要する費用の合理的な見積りができないことから、引当てを行っていない。
(追加情報)
再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料については、経済産業大臣の諮問機関である、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の「原子力発電投資環境整備小委員会」において、具体的な計画が固まるまでの暫定的措置として、再処理等に関する費用を引当金として計上する制度の平成18年度決算からの導入が検討されている。
 - (3)原子力発電施設解体引当金
原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力の発電実績に応じて計上している。
(追加情報)
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号)」が施行されたことにより、原子力発電施設解体費の総見積額の算定の前提となる放射性廃棄物のクリアランスレベル等が変更となった。これに伴い、経済産業大臣の諮問機関である、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の「原子力発電投資環境整備小委員会」において、解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量についての評価及びコスト分析等を行う予定である。このため、原子力発電施設解体費の総見積額の算定は従前の方法によっている。
 - (4)関係会社支援損失引当金
西日本環境エネルギー(株)の分散型電源事業の整理縮小に伴う支援に係る損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

- 5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

また、中間財務諸表等規則の改正により、当中間期における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,037,944百万円である。

(繰延資産の処理方法)

当中間期から改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日改正)及び「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用している。

これに伴い、前期まで繰延資産としていた「社債発行差金」は、「社債」から控除している。また、前期まで繰延資産として計上した上で期中発生額を全額償却していた「社債発行費」は、支出時に営業外費用の「社債発行費等」として処理している。

この変更による損益に与える影響はない。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 5,395,322百万円
- 2 偶発債務
 - 保証債務 191,969百万円
 - 保証予約債務 309百万円
 - 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 149,266百万円
- 3 中間損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

空調事業	専用固定資産	11,416百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	9百万円
	合計額	11,425百万円
光ファイバ心線貸し事業	専用固定資産	23,557百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	1,664百万円
	合計額	25,221百万円
ガス供給事業	他事業との共用固定資産の配賦額	-百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前期末株式数	当中間期増加株式数	当中間期減少株式数	当中間期末株式数
普通株式	459,121	47,080		506,201
合計	459,121	47,080		506,201

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加47,080株は、単元未満株式の買取りによる増加である。